

第1章 事後調査の内容

1-1 事業者の氏名及び住所

(1) 事業者の氏名

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

(2) 事業者の住所

京都府八幡市八幡沢1番地

1-2 対象事業の名称

長谷山清掃工場更新事業

1-3 対象事業の目的及び内容

1-3-1 対象事業の目的

現在の社会において大量生産・大量消費・大量廃棄の時代から物の循環型社会の構築に向けた、社会経済構造変更や地球温暖化をはじめとする環境保全の取り組みが重要になっている。特に廃棄物処理に関しては、今までの単に「燃やして埋める」という処理のあり方が見直され、廃棄物の発生抑制に努め、極力リサイクルや熱エネルギー利用を推進するリサイクル社会への転換を進めることとして、その基本的枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）の制定や数次に渡る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）の改正等の法整備が進められてきたところである。

城南衛生管理組合（以下、「当組合」という。）管内では、これらの法律に基づく廃棄物の発生抑制・再生利用の促進に取り組んでいるが、なお残る廃棄物を適正に処理するためには、廃棄物処理施設の整備が必要である。このため、管内の長期的なごみ処理基本計画を策定し、計画的な施設整備を進めている。

その一環として、排出される可燃ごみを将来にわたり適正かつ安全、安定的に処理する施設整備を図ることを目的として、長谷山清掃工場を更新した（新施設名称：「クリーン21長谷山」）。また、この施設更新にあたっては、次に示す基本方針に配慮した。

【1】 ダイオキシン類等有害物質に関しては、より一層の安全対策を講じる。

ごみの焼却にあつては、燃焼管理と温度管理等の適正化対策やバグフィルタ（ろ過式集じん器）等により排出ガス中のダイオキシン類をより一層削減する。また、排出ガス中の硫黄酸化物及び塩化水素を吸着除去するための有害ガス除去装置や排出ガス中の窒素酸化物を分解除去するための触媒反応装置、焼却灰・飛灰に含まれるダイオキシン類を高温で分解除去する熔融固化設備を設け、より適正に処理する。更に、工場から発生する排水及び近接する埋立処分地の浸出水等を適正に処理する排水処理設備を設け、焼却炉停止時以外は施設排水を排出しないよう再利用を図り、周辺環境を現状より一層改善し、地域の住民が今まで以上に安心していただける対策を講じる。

【2】 埋立処分地の延命化を図り、環境保全に努める。

熔融固化設備を設け、焼却灰・飛灰を1,200℃以上の高温で熔融し、減容化による埋立処分容量の縮減を行い、更に熔融固化物（スラグ）を埋立覆土材等に利用することによって埋立処分量の削減に伴う埋立処分地の延命化を図ると同時に、埋立処分地の開発整備面積の拡大を抑制し、環境保全に努める。

【3】 エネルギーの有効利用等を図る。

ごみを約850℃以上で焼却した後の排出ガスを冷却する際に発生する蒸気を利用し発電して、所内冷暖房や設備機器に使用するほか、余剰電力の売電によってエネルギーの有効利用を図り、地球環境保全に貢献する。また、施設の建設にあたっては、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）による特定調達品目に該当するものを使用するよう配慮し、環境に対する負荷の軽減を図る。

【4】 水資源利用の削減を図る。

工場内から発生する排水及び近接する埋立処分地からの浸出水等は、適正処理後、排出ガスの冷却等に再利用して上水使用量の削減に努める。また、管理棟付近に雨水利用水槽を設け、防火用水や植栽用散水に利用して、上水使用量の削減に努める。

1-3-2 対象事業の内容

(1) 対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって、焼却により処理するもの（以下、「ごみ焼却施設」という。）の設置の事業

(2) 対象事業の規模

一般廃棄物処理能力：240t／24時間（120t／24時間×2基）
[10t／時間]

(3) 対象事業実施区域の位置

京都府城陽市富野長谷山1-270（図1-3-2.1参照）



凡例

 事業地
 (京都府城陽市富野長谷山1-270)
 標高 約185m
 北緯 34° 52'
 東経 135° 47'

S = 1 : 25,000
 0 250 750 m


図1-3-2.1 対象事業実施区域の位置